関島社会保険労務士事務所便り

2016年

社会保険労務士・行政書士 関 島 康 郎 〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2-7-12 電話:03-3609-7668 HP: http://www.srseki.info



マイナンバーと社会保険・労働保険の適正化

本年1月から、いよいよマイナンバー(個人番号)制が実施され、あわせて社会保険・ 労働保険についても適正化が図られます。

◆健保・厚年保険未加入事業所に加入勧奨

現在、社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入対象事業所で、未加入事業所については、年金事務所から逐次呼び出し通知が出され、社会保険への強制加入指導が行われています。

社会保険の強制適用事業所と強制加入する被保険者は、次のとおりです。

- ① 法人の事業所で従業員が常時一人以上 いる事業所
- ② 個人事業所で常時5人以上の従業員を使用する事業所(但し、農林・水産・畜

各種保険料率		平成27年9月現在(千分率)				
		料率	被保険者	事業主		
海库归除	(東京)	99.70	49.85	49.85		
健康保険	(埼玉)	99.30	49.65	49.65		
(協会けんぽ)	(神奈川)	99.80	49.90	49.90		
介護保険料(2号被保険者)		15.80	7.90	7.90		
児童手当事業主負担		1.50		1.50		
厚生年金保険(一般)		178.28	89.14	89.14		
雇用保険	一般の事業	13.50	5.00	8.5		
	清酒製造	15.50	6.00	9.5		
	建設業	16.50	6.00	10.5		

- 注①介護保険は40才以上65歳未満が対象
- 注②児童手当の保険料率は、厚生年金保険の標準報酬額に対する率
- 注③厚生年金保険は70歳未満が対象
- 注④雇用保険は年度初日(4月1日)に64歳以上の者は保険料免除

産業、旅館・料理・飲食・理容業、弁護士等の法務業・宗教業については5人以上の従業員がいても強制適用事業所にはなりません。)

- ③ 法人の事業所の事業主は原則として加入しますが、個人事業主は加入できません。
- ④ 労働時間が一般従業員の概ね4分の3 以上の者は社会保険に加入します。

◆労災保険の適用対象

- ①賃金が支払われる者 (パート・アルバイト含む) は労災保険の適用を受け、事業主は労災保険料の支払い義務が生じます。
- ②事業主が労災保険の適用を受けるには、 労働保険事務組合に加入し、特別加入する ことが必要です。

◆雇用保険の適用対象

- ①常時使用する従業員が週20時間以上の場合は雇用保険の適用対象事業所です。
- ②65歳以上の労働者を採用した場合、これまでは当該労働者は雇用保険被保険者の対象者ではありませんでしたが、今年度(この4月)から雇用保険被保険者の対象者となることが予定されています。

保険証を紛失したときの対応

保険証を紛失することは、よくあることですが、外出中に財布ごと保険証を紛失した場合などは、不正使用されないかが心配になります。

そのため、まずは警察署に届出を行います。また、不正使用による金融被害が心配ならば信用情報機関に届出をしておくことも必要です。併せて、健康保険証の再交付申請を行うことになります。

1 警察署への届出

盗難又は外出中での紛失は、一刻も早く 警察に届け出て、いつ、どこで、なにを紛 失したかを明確にしておく必要があります。 届出しておくと、拾得物として届いたり、 盗難の場合はカード類は発見されて戻って くることがあります。

2 信用情報機関への登録

信用情報機関に消費者本人からの申告内容を、「本人申告コメント情報」として信用情報に登録できる制度を「本人申告制度」と言います。

本人確認書類の紛失や盗難の事実を信用情報機関の加盟店に伝達でき、名義の悪用や不正利用を未然に防止する効果が期待できます。

但し、本人申告コメント情報は、加盟店の与信判断の参考情報なので不正使用を 100%防止できるわけではありません。

登録方法は、信用情報機関に連絡し、その指示に従って行います。登録費用は 500 円~1000 円くらいです。登録は本人がすることが原則で、登録情報を開示請求することもできます。

★信用情報機関の問合せ先

(いずれもホームページあり)

- ▷ (株) 日本信用情報機構 (消費者金融系) 電話 0570-055-955 (フリーダイヤル)
- ▶全国銀行個人信用情報センター(銀行系) 電話 0120-540-558(フリーダイヤル)
- ▷ (株) シー・アイ・シー (信販会社系) 電話 0570-666-414 (フリーダイヤル)

3 健康保険証の再交付手続

健康保険被保険者証の発行元である保険者に再交付申請を行います。協会けんぽの場合は、事業主が「健康保険被保険者証再交付申請書」を都道府県支部に提出します。 国民健康保険の場合は、各市区町村に、国民健康保険組合の場合は各組合に連絡のうえ専用用紙で再交付申請します。保険証が発見された場合には発見された方を返却します。

4 再交付手続中の診療費用

再交付を受けるまでの手続中に医療機関で診療を受ける場合など、保険証を当該医療機関の窓口に提出できないときは、原則全額自己負担となります。

しかし、保険者に療養費として保険負担分(通常7割)を請求することができます。 その際、診療報酬明細書と領収書(原本) が必要になります。



雇用保険 「会社都合退職にしてほしい」への対応

◆失業保険の不正受給は3倍返し

会社を退職する理由によって失業保険の 給付日数が変わってくることに併せて、自 己都合退職の場合には、「給付制限」があり、 待期満了後3か月間は失業給付を受けるこ とができません。

自己都合退職の場合の失業保険受給

離	職職	安		
			給 付 制 限	失業保険受給⇒
		待期7日	3か月	

退職理由が会社都合であれば、この給付制限期間は解除されます。そのため、少しでも早く失業保険を受け取りたい一心で「会社都合退職にしてほしい」という要望が退職者から出てくることがあります。

しかし、これは、不正受給になります。 雇用保険法に、「偽りその他不正の行為により支給を受けた失業当給付の額の2倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずる」(第10条の4)と規定されており、いわゆる「3倍返し=受給額+その倍額」の罰則が適用になります。

◆「特定理由離職者」は職安の判断

自己都合退職でも、会社都合退職と同様 な扱いを受ける制度があります。これを「特 定理由離職者」といいます。

特定理由離職者は下表のとおりですが、 これに該当するか否かの判断はハローワー クが行うことになっておりますのでご注意 ください。

●基本手当の所定給付日数●

→ 一般の離職者の場合

被保険者で あった期間 退職時の 年齢	10年末満	10 20 年末満	20年以上
65歳未満	90⊟	120日	150日

2 障害者等の就職困難者の場合

被保険者で あった期間 退職時の 年齢	1年末満	1年以上
45歳未満	150⊟	300⊟
45歳以上 65歳未満	150⊟	360⊟

€ 特定受給資格者および特定理由離職者の場合

被保険者で あった期間 退職時の 年齢	1年末満	5年末満	105年以上	2010年末満上	20年以上
30歳未満	90⊟	90⊟	120日	180⊟	-
30歲以上35歲未満	90⊟	90⊟	180⊟	210日	240日
35歲以上 45歲未満	90⊟	90⊟	180⊟	240日	270日
45歳以上60歳未満	90⊟	180⊟	240日	270日	330⊟
60歳以上65歳未満	90⊟	150日	180日	210日	240日

*特定受給資格者=会社倒産・解雇等 会社都合退職

*特定理由離職者=下表の理由による 退職

特定理由退職=会社都合退職と同じ扱い=職安が判断

- ①体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚 の減退等
- ②妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第 20 条第 1 項の受給期間延長措置を受けた者
- ③父もしくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父もしくは母を扶養するためまたは常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余議なくされた場合のように、家庭の事情が急変したこと
- ④配偶者または扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったこ *と*
- ⑤結婚等に伴う通勤不可能または困難となったこと
- ⑥事業主から直接もしくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した特定受給資格者に該当しない企業整備による人員整理等で希望退職者の応募に応じて離職した者等

topic s

トピックス

●厚年加入資格あるのに国年加入が約200万人

厚生労働省は、厚生年金の加入資格があるにもかかわらず国民年金に加入している人が約200万人いるとする推計結果を発表した。昨年10月から今年3月にかけて約6万2,000人を対象に調査を実施し、約2万3,000人から回答を得ていた。同省では、雇用主が厚生年金の加入逃れをしているケースがあるとみている。(12月29日)

●通知カードでフリガナ間違いが相次ぐ

マイナンバーの通知カードで、氏名のフリガナが違うという苦情が自治体に相次いでいることがわかった。誤記載されたのは、身分証明書などとして使える IC チップ入り「個人番号カード」の交付申請書。原因は、数十年前に住民基本台帳を電子化した際の誤入力。総務省は「誤りがあれば自治体に修正を求めてほしい」とする一方、「マイナンバーの利用に不都合はない」と説明している。(12月 26日)

●2016 年度の年金額は据置きへ

2016 年度の年金支給額が今年度と同じになる 見通しとなった。年金の支給額は物価や賃金の動 向に応じて見直されるが、厚生労働省によると、 今年 10 月までの物価上昇率を通年に換算すると プラス 0.8%で、賃金上昇率はマイナス 0.2%。物 価がプラスでも賃金がマイナスだと改定率はゼ ロにするルールがあるため、来年度予算案で改定 率はゼロとされた。(12 月 26 日)

●届出なく死亡・不明者に年金支給 322 件

厚生労働省は、死亡したり行方不明になっていたりしたにもかかわらず、届出がないために親族などが公的年金を不正受給していたケースが322件あったことを発表した。日本年金機構は、死亡が確認された233件については過払い分の返還を求め、不正受給と認定した27人を刑事告訴し、25人が逮捕された。(12月25日)

●介護休業給付金「67%」に引上げへ

政府は、介護休業給付金の給付率を賃金の 40% から 67%に引き上げ、早ければ来年度中にも実施

する考えを示した。また、65歳以降に雇用された 人を雇用保険の適用対象とする方針。厚生労働省 は、これらの内容を盛り込んだ法改正案を1月か らの通常国会に提出する予定。(12月24日)

●「障害年金ガイドライン案」の見直し申入れ

障害年金の支給・不支給判定に関するガイドライン案について、全国の精神科医でつくる「精神科士者懇談会」は、障害基礎年金を受給している精神・知的・発達障害者の約1割が支給停止・減額になるおそれがあるとの推計を取りまとめ、厚生労働省に柔軟な対応を申し入れた。同省では新しいガイドラインを1月から導入する方針だったが、見直しを求める声の高まりを受け一部修正を検討しており、導入は春ごろにずれ込む見通しとなっている。(12月13日)

●65歳以上も雇用保険の適用に(12月9日)

厚生労働省は、65歳以上で新たに就職した人にも雇用保険の加入を認める方針を固めた。失業時に最大50日分の一時金が受け取れる。保険料は当面、会社負担分、本人負担分とも免除する。1月からの通常国会に改正法案を提出。2016年度からの実施を目指す。

●介護休暇の半日取得、育休取得へ 法改正

介護や育児と仕事の両立のあり方などを議論していた厚生労働省審議会が報告書案をまとめた。主な内容としては、①介護休暇(年5日)の半日単位での取得を可能にする、②介護休業(93日)を3回まで分割して取得可能にする、③介護のための短時間勤務やフレックスタイム制度を可能にする、④残業免除を義務付ける、⑤非正規労働者の育休を取りやくするなど。通常国会に改正法案を提出。2017年以降の施行を目指す。(12月8日)

